

## バリアフリーの推進に向けて

---

### 1. バリアフリーの推進に向けて

#### (1) 市民の理解と協力

誰もが安心して公共交通機関を利用した円滑な移動ができる環境を確保するためには、移動制約者に対する理解を深めるとともに、公共交通機関の利用を妨げないことはもちろんのこと、困っている人を見かけたら、声をかけたり、手を差し出したりといった小さなお手伝いをするなど、住民相互のちょっとした支え合いが重要です。

そのために、広報誌への掲載や社会福祉協議会、ボランティアの連携による啓発活動の展開を行うなど、こころのバリアフリーを推進します。

また、聴覚障がいや内臓疾患を含む内部障がいなど、外見的にはわかりにくい様々な障がいがあることについての啓発活動もあわせ進めます。

#### (2) バリアフリーの推進体制

本基本構想に基づくバリアフリー化の推進に当たっては、関係する公共交通事業者、道路管理者及び公安委員会と連携を図り実施します。

関係機関や市は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、地域の実情に即して、移動円滑化のための事業や移動円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等、移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めます。

また、現交通バリアフリー法の見直しを踏まえ、総合的なバリアフリー化を進めるとともに、住民の意見を反映させるよう努めます。